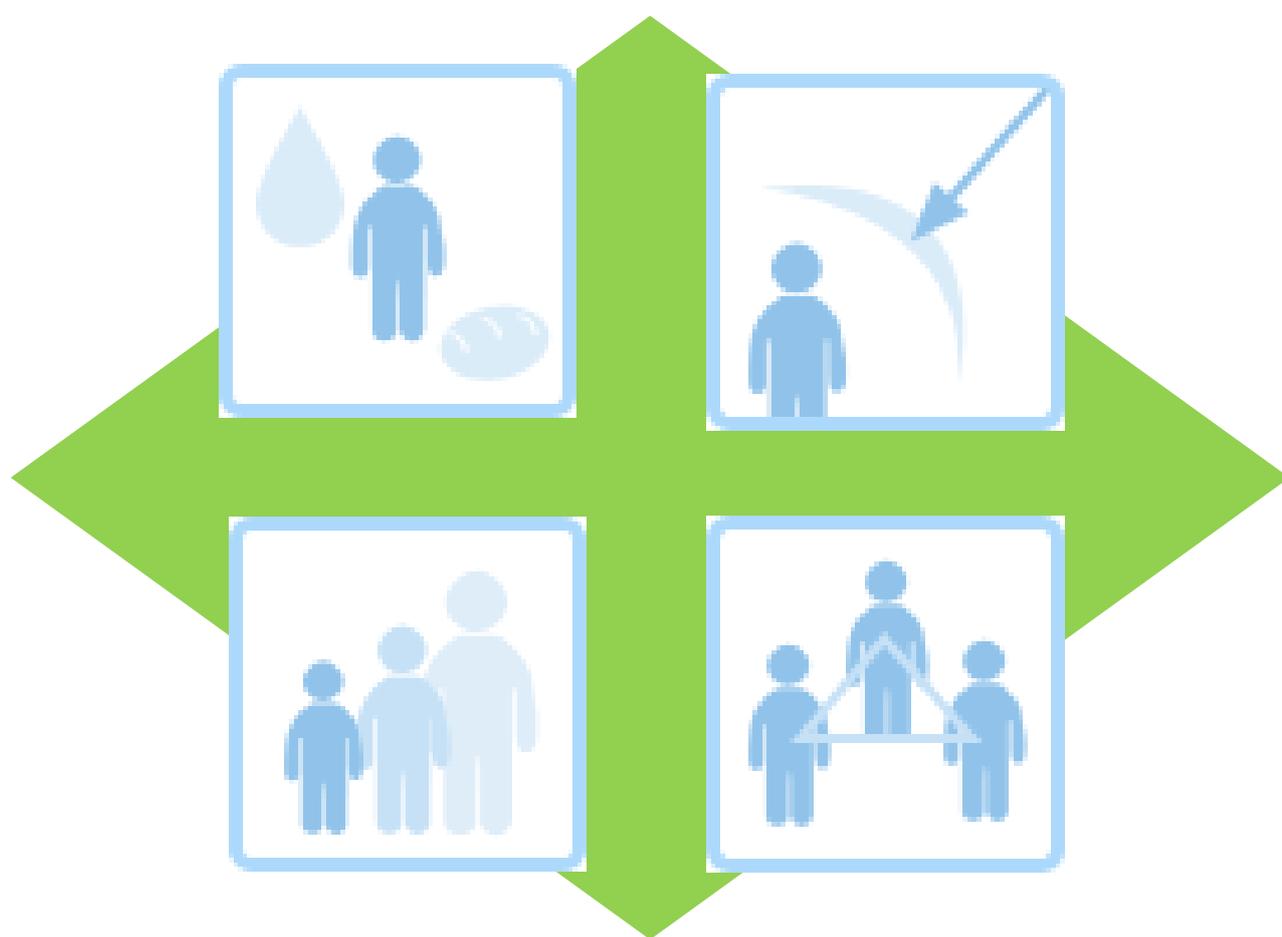


# 那須塩原市子どもの権利 に関する行動計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

那 須 塩 原 市



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画策定の経緯	1
3 計画の位置付け	2
4 計画策定の背景	3
5 計画の期間	4
第2章 基本的な考え方と計画の体系	5
1 基本理念	5
2 基本目標	6
3 施策の体系	6
第3章 施策の展開	8
基本施策1 子どもの権利に関する啓発活動	8
基本施策2 子どもの居場所づくり	9
基本施策3 子どもの貧困対策	10
基本施策4 子どもの虐待防止と救済	11
基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済	12
基本施策6 子どもの面会交流	13
基本施策7 子どもの権利侵害からの救済	14
第4章 施策の評価と検証	15
1 施策の検証	15
2 行動計画の進捗管理	15
3 子ども・子育て会議での検討	15
資料 那須塩原市子どもの権利条例	16

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の目的

那須塩原市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、平成26年4月1日に施行した那須塩原市子どもの権利条例第26条の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

## 2 計画策定の経緯

平成元年（1989）に国連総会において、「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は平成6年（1994）にこの条約に批准しました。「児童の権利に関する条約」は、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要な具体的な事項を規定しています。

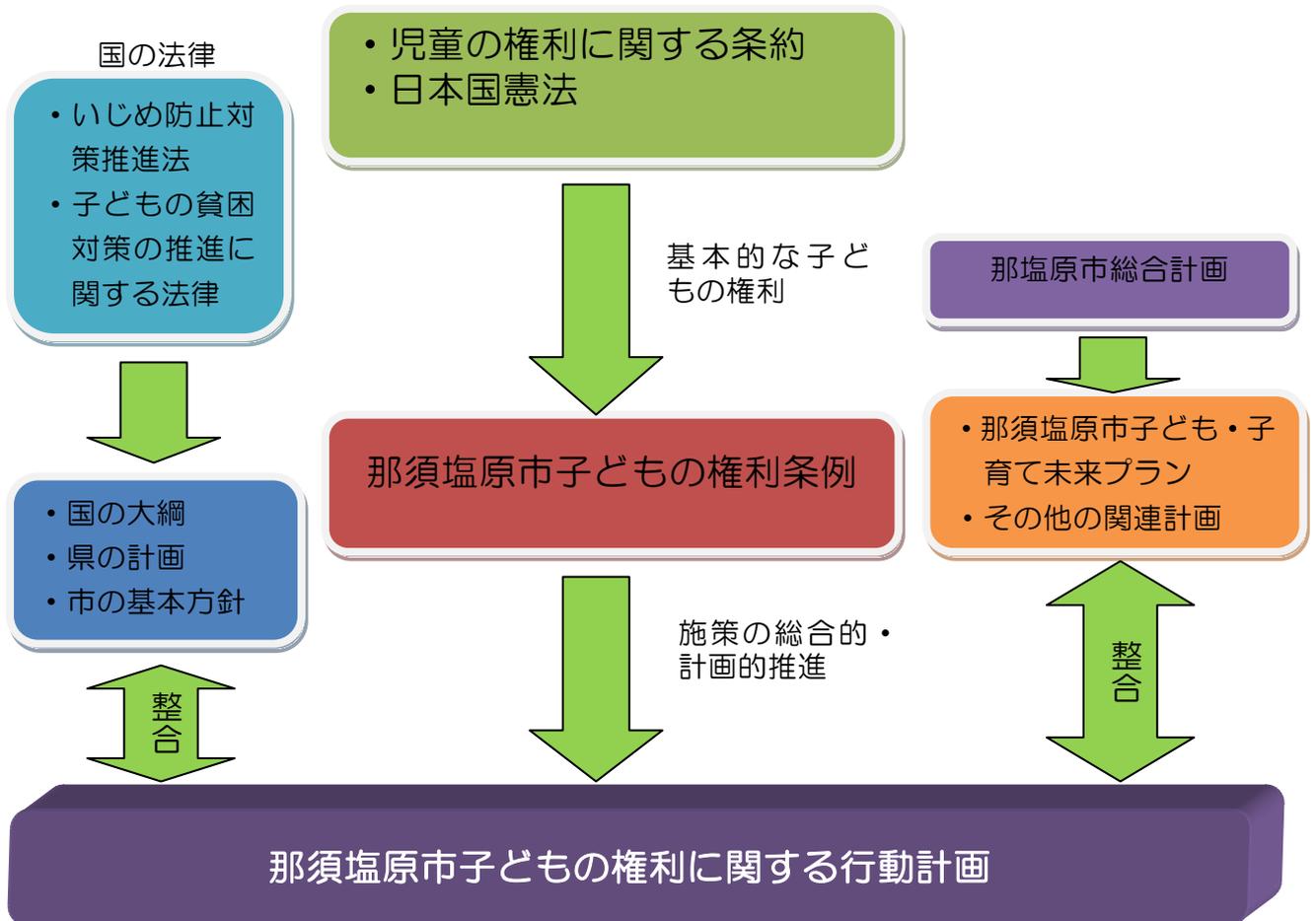
その後、いくつかの市区町村で子どもの権利に関する条例が制定されました。

本市においては、平成25年1月に那須塩原市子どもの権利に関する条例制定懇談会を設置、同年3月から平成26年1月にかけて6回の懇談会を開催し協議を重ね、市議会の議決を経て同年4月に那須塩原市子どもの権利条例が施行されました。この条例は、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の範囲内で、那須塩原市として子どもの権利を定めたものです。

行動計画は、平成26年6月に庁内検討会を設置し9月から協議を重ね、原案作成を進めてまいりました。さらに、外部の委員によって構成された子ども・子育て会議で意見をいただき、パブリックコメント実施の上、本計画を策定したものです。

### 3 計画の位置付け

行動計画は、日本国憲法や児童の権利に関する条約を踏まえ、那須塩原市子どもの権利条例第26条に基づき策定します。また、国のいじめ防止対策推進法に基づく市の基本方針、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱、あるいは県の関連計画等との整合性を図ります。さらに、那須塩原市総合計画に基づく部門別計画である「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」等の各種計画との整合性も図り策定します。



## 4 計画策定の背景

本市における子どもを取り巻く環境は、児童虐待やいじめ、体罰といった多くの問題、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援等といった課題をかかえています。そこで、子どもを取り巻く現状に応じた子ども施策の展開が求められ、そこには子どもの権利といった視点が重要となってきています。

そこで、計画策定の背景を理解するために、いくつかの統計資料から本市の現状の一端を示してみます。

### 1. 那須塩原市の児童虐待相談件数

那須塩原市の児童虐待の相談件数は、県北児童相談所と市の子育て相談センターの相談受付件数の合計で、平成 23 年度は 118 件、同 24 年度は 127 件、同 25 年度は 132 件となっています。平成 23～24 年度の 0～18 歳人口当たりの相談受付件数の割合は 0.62～0.59%で、栃木県の 0.43%を上回り、平成 24 年度は県内 6 位となっています。

年 度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童相談所受付件数		86 件	80 件	102 件
市の受付件数		32 件	47 件	30 件
合計		118 件	127 件	132 件
種 別 割 合	身体的虐待	27 件 (22.9%)	27 件 (21.2%)	42 件 (31.9%)
	性的虐待	0 件 (0.0%)	2 件 (1.6%)	3 件 (2.2%)
	ネグレクト	48 件 (40.7%)	43 件 (33.9%)	35 件 (26.5%)
	心理的虐待	43 件 (36.4%)	55 件 (43.3%)	52 件 (39.4%)
0～18 歳人口当たりの割合		0.62%	0.59%	—

子育て相談センター資料による

### 2. 那須塩原市の離婚件数

那須塩原市の離婚件数は、平成 23 年度が 267 件、同 24 年度が 273 件、同 25 年度が 272 件で、1,000 人当たりの離婚件数は 2.27～2.33 件となっています。栃木県の 1,000 人当たりの離婚件数が 1.82～1.97 件で、那須塩原市は栃木県の平均を超え、平成 23 年度は県内 1 位となっています。

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
離婚件数	267 件	273 件	272 件
1,000 人当たり 離婚件数	2.27 件	2.33 件	2.31 件

『那須塩原市統計書』、平成 25 年栃木県人口動態統計（概数）の概況による

### 3. 那須塩原市の児童扶養手当受給者数

那須塩原市のひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受給者は、おおむね 1,300 人前後で推移しています。平成 23 年度が 1,338 人、同 24 年度が 1,353 人、同 25 年度が 1,239 人で、1,000 人当たり受給者数は 10.54～11.55 人となっています。栃木県の 1,000 人当たり受給者数は、7～8 人前後で、那須塩原市は栃木県の平均を超え、平成 23 年度は県内 1 位となっています。

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	1,338 人	1,353 人	1,239 人
1,000 人当たり 受給者数	11.40 人	11.55 人	10.54 人

『那須塩原市統計書』、子ども課資料による

## 5 計画の期間

計画期間の設定については、社会の変化に対応するため、期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。計画 5 年目には次期計画の策定を進めます。



## 第2章 基本的な考え方と計画の体系

### 1 基本理念

行動計画は、那須塩原市子どもの権利条例第3条で規定する4つの基本理念としています。

#### 1. 子どもの最善の利益を考慮すること。

大人は、子どもにとって何が一番大切なのかを考えなければなりません。

#### 2. 子どもは、権利の主体であること。

大人は、子どもが一人の人間として尊重されるべき存在であることを認識する必要があります。

#### 3. 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。

子ども一人ひとりの成長・発達に個人差があるので、成長や発達の度合いに応じて支援をする必要があります。

#### 4. 子どもは、社会の一員であること。

子どもは、成長の過程にありますが、次世代を担う社会の一員です。大人は、子どもが将来を担う大切な社会の一員であることを認識し、子どもと接する必要があります。

## 2 基本目標

那須塩原市子どもの権利条例の前文や基本理念に基づき、3つの基本目標を定めました。前文は基本理念とともに、子どもの権利に関する基本的な考え方を示しており、子どもの権利に関する施策を展開する上で欠かすことができないものとなっています。

### 基本目標1 子どもの権利に関する意識の向上

子どもの権利条例の啓発・普及を図るとともに、子ども自身が子どもの権利を学ぶこと、子どもを支える大人が子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する市民の意識の向上に努めます。

### 基本目標2 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで、自分自身を大切に思い、自分と同じように他人を大切にできる心が育まれていきます。

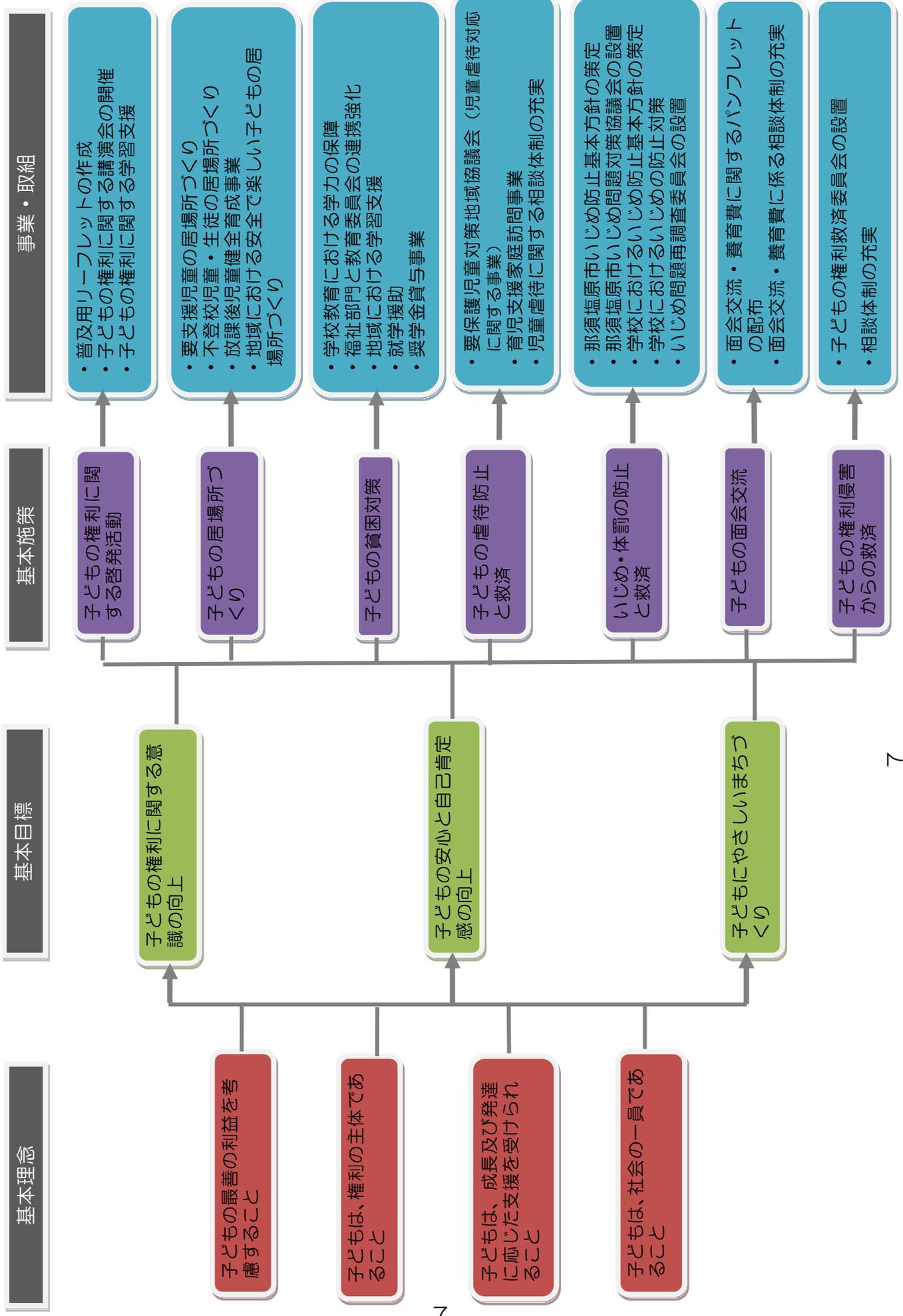
子どもがあらゆる差別を受けず、虐待や体罰、いじめなどから守られ、安心して生活し、子ども自身が自己肯定感を持てるよう努めます。

### 基本目標3 子どもにやさしいまちづくり

子どもの権利を保障する上では、子どもが健やかに育つことができる環境を整える必要があります。一人の人間として子どもの個性や他者との違いが認められるまち、子どもが愛情と理解をもって育まれるまち、子どもがいきいきと育つことができるまち、子どもに対し切れ目のない様々な支援ができるまち、そういったまちを目指します。

## 3 施策の体系

行動計画では、4つの基本理念を踏まえ、3つの基本目標と子どもの権利条例に定める7つの基本的な施策、その施策に基づく具体的な事業・取組を体系的に配置しています。



## 第3章 施策の展開

基本施策が条例のどの条文に基づいて実施されるかが分かるように、各基本施策と条例の関係性を明確にしました。さらに、基本施策に基づく事業や取組と所管課を明示しています。

### 基本施策1 子どもの権利に関する啓発活動

該当条文：第14条

- ◆ 子どもの権利に関する思想の普及に努めます。
- ◆ 子どもの権利について学ぶ機会を提供します。
- ◆ 子どもの年齢や発達に応じた情報の提供に努めます。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
普及用リーフレットの作成	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深めるために、普及用リーフレットを作成・配布します。作成にあたっては、年齢や発達に応じて内容が理解できるよう配慮します。	子育て支援課
子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招いて講演会を実施します。講演会については、年1回程度の実施を予定しています。	
子どもの権利に関する学習支援	子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。	

## 基本施策2 子どもの居場所づくり

該当条文：第15条

- ◆ 子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
要支援児童の居場所づくり	<p>養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施しています。</p> <p>現在、NPO 法人に事業を委託し、市内1か所で実施しています。</p>	子育て支援課
不登校児童・生徒の居場所づくり	<p>不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。</p> <p>また、不登校児童生徒に対し、宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。</p>	学校教育課
放課後児童健全育成事業	<p>児童福祉法の規定に基づき、昼間、家庭に保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設します。施設は学校の余裕教室のほか、学校や公民館の敷地内の専用施設で、公設20クラブを開設、保護者や地域の関係者で組織する団体に運営を委託しています。</p>	保育課
地域における安全で楽しい子どもの居場所づくり	<p>部活動、スポーツ少年団活動、公民館・博物館・田舎ランド鳴内等の体験教室、自然体験塾、田んぼの学校などで、子どもの居場所づくりを推進します。</p>	生涯学習課

### 基本施策3 子どもの貧困対策

該当条文：第16条

- ◆ 家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれのある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めます。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
学校を拠点とした総合的な貧困対策	家庭環境などに左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう指導体制の充実に努めます。 学校を窓口として、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう福祉部門と教育委員会、学校などの連携に努めます。	学校教育課
地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。 学習支援は、ボランティア、NPO法人、団体等と連携し、地域の拠点となる施設などで行えるよう調整を進めます。	子育て支援課 社会福祉課
就学援助	経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費などを支給し援助を行っています。	学校教育課
奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学などに進学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。 さらに、意欲や能力のある学生などが経済的状况に関わらず修学の機会を得られるよう制度の充実を図る必要があります。	教育総務課

## 基本施策4 子どもの虐待防止と救済

該当条文：第17条

- ◆ 子どもへの虐待防止に努めます。
- ◆ 虐待を受けた子どもへの速やかな対応と適切な救済を行います。
- ◆ 虐待をした者に対し、必要な措置を執り再発の防止に努めます。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
要保護児童対策地域協議会 (児童虐待対応に関する事業)	児童虐待への対応は、迅速に情報を関係機関につなぐとともに、速やかにかつ的確な対応を行う必要があります。また、家族が抱える問題を長期にわたって支援する必要があることから、関係者や関係機関との連携が重要となってきます。 平成18年に発足された那須塩原市要保護児童対策地域協議会は、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図っています。	子育て支援課
育児支援家庭訪問事業	育児の不安やストレス、家庭環境の問題等から養育機能の低下している親は、不安と孤立の中、子どもに暴力をふるったり、育児を放棄してしまうことがあります。このような家庭については、通所型の支援では限界があるため専門家による訪問型の支援が必要です。出産後間もない時期から訪問支援を行うことにより、養育環境を把握するとともに、養育困難な家族に対し、具体的な育児指導や支援を図ることができます。	
児童虐待に関する相談体制の充実	児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、その対応には早期発見・早期対応が重要となっています。 家庭相談員をはじめとする関係機関職員については、研修等によって資質の向上を図り、虐待に関する相談体制の充実に努めています。	

## 基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済

該当条文：第18条・第19条・第20条

- ◆ いじめの防止に努めます。
- ◆ 体罰を行ってはなりません。
- ◆ いじめや体罰を発見した時は、速やかに通報し、いじめや体罰を受けた者の適切な救済を行います。
- ◆ いじめや体罰を行った者に対し、必要な措置を執り再発の防止に努めます。
- ◆ 虐待・いじめ・体罰を発見したら速やかに通報しなければなりません。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
那須塩原市いじめ防止基本方針の策定	本市におけるいじめ防止対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定します。	学校教育課
那須塩原市いじめ問題対策協議会の設置	いじめ防止などに関係する機関と連携を図るために、那須塩原市いじめ問題対策協議会を設置します。	
学校におけるいじめ防止基本方針の策定	市内各小中学校において、各学校の実情に応じた学校はいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を策定しています。	
学校におけるいじめの防止対策	教育活動を通して、いじめの防止に資するよう、その充実に努めます。 学校の児童・生徒、保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。 学校においていじめに係る相談を行うことのできる体制の整備に努めます。	
いじめ問題再調査委員会の設置	市長部局に、重大事態への対処及びその防止のため、再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置します。	子育て支援課

## 基本施策6 子どもの面会交流

該当条文：第21条

- ◆ 父母は離婚をする際には、子どもの健やかな成長のために、面会交流や養育費の分担について協議をしなければなりません。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
面会交流・養育費に関するパンフレットの配布	面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 さらに、面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図っていきます。	市民課 子育て支援課
面会交流・養育費に係る相談体制の充実	面会交流・養育費の分担に関しては、婦人相談として対応します。相談員については研修などを通して資質の向上に努めます。	子育て支援課

## 基本施策7 子どもの権利侵害からの救済

該当条文：第22条・第23条・第24条・第25条

- ◆ 子どもの権利侵害について相談や申立てができます。
- ◆ 救済委員会は、市長に対し必要な措置を講ずるよう求めることができます。
- ◆ 市長は、救済委員会からの求めに応じ、必要がある場合は子どもの権利を侵害している者に対し、子どもとの関係改善や是正の要求をすることができます。
- ◆ 救済委員会の活動には、協力しなければなりません。

事業・取組	事業・取組内容	所管課
子どもの権利救済委員会の設置	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	子育て支援課
相談体制の充実	子どもの権利侵害に係る相談は、子ども課の担当職員が対応する体制をとり、研修等を通して資質の向上に努めます。	子育て支援課

## 第4章 施策の評価と検証

### 1 施策の検証

行動計画は、那須塩原市子どもの権利条例第27条において、毎年度施策の実施状況の検証を行うものとされています。さらに、検証を行うときは、子ども・子育て会議の意見を聴くものと規定されています。

### 2 行動計画の進捗管理

行動計画に基づく施策を計画的に推進するためには、計画の進行状況を定期的に調査し、達成状況を把握する必要があります。

また、各年度の実施状況を把握し易くするため目標となる事業量等を設定する等の工夫も必要となります。

### 3 子ども・子育て会議での検討

行動計画に基づく施策の進捗状況を整理した後に、子ども・子育て会議にはかり、計画の進捗状況の点検や社会情勢の変化に応じた事業内容の見直し等を行います。

# 資料

## 那須塩原市子どもの権利条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 責務（第9条—第13条）

第4章 基本的な施策（第14条—第21条）

第5章 権利侵害からの救済（第22条—第25条）

第6章 行動計画（第26条・第27条）

第7章 雑則（第28条）

#### 附則

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、国籍、人種、言語、宗教、障害等にかかわらず、全ての子どもには、生きる、育つ、守られる及び参加する権利があり、この権利を保障することを約束した。

子どもの権利は、子どもの成長には欠くことができない大切なものである。

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで自分自身を大切に思い、自分と同じように他の人を大切に作る心が育まれていく。そして、感じたこと及び考えたことを自由に表明し、様々な場に参加する経験を通して、お互いを尊重し合うことを身に付け、社会のルール及び社会の一員としての役割を学んでいく。

大人は、子どもの成長及び発達する力を認めるとともに、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの成長を支援していく責務がある。

那須塩原市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を守り、かつ、子どもの権利に関する思想を普及するとともに、子どもの健やかな成長の支援を目指し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、子どもの権利に対する理解を深め、かつ、子どもの健やか

な成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 大人 子どもを除く市内に居住する者及び市内に通勤する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる考え方を基本とする。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮すること。
- (2) 子どもは、権利の主体であること。
- (3) 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。
- (4) 子どもは、社会の一員であること。

## 第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第4条 この章に定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として健やかに成長するために、大切な権利として保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 保護者から正当な理由なく引き離されないこと。
- (6) 児童虐待、いじめ及び体罰から心と体が守られること。
- (7) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

(一人の人間として尊重される権利)

第6条 子どもは、一人の人間として尊重される権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 成長及び発達に応じて、プライバシーが守られること。
- (3) 障害のある子どもの尊厳の確保、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

(豊かに育ち学ぶ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育ち学ぶ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 学び、遊び、及び休息すること。
- (2) 年齢及び発達に応じて、適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (5) 市の開拓の歴史、文化及び生活を学ぶこと。

(意見の表明及び参加する権利)

第8条 子どもは、自分の意見を表明し、自分に関わることに参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分の意見を形成できる子どもが、表明した意見について年齢及び発達に応じて適切な配慮がなされること。
- (3) 適切な情報の提供を受けること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

### 第3章 責務

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

2 市は、子どもが健やかに成長できるよう、子ども、保護者、大人並びに育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員を支援しなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもの成長及び発達に応じた適切な指導及び助言を与えるとともに、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 保護者は、その子どもの養育に努めなければならない。

(大人の責務)

第11条 大人は、地域が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

2 大人は、地域の子どもの安心して過ごすことができるよう、支援に努めなければならない。

3 大人は、子どもに社会の一員としての責任感及び権利を尊重する意識を持たせるよう、成長及び発達に応じて指導及び助言に努めなければならない。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

第12条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「育ち学ぶ施設関係者」という。)は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが育ち、学ぶことができるよう支援に努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員が子どもと十分に関わることができるよう支援に努めなければならない。
- 4 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員に対し、子どもの権利に関する研修の機会を設けるよう努めなければならない。

(市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の連携)

第13条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、互いに連携し、子どもの権利の保障及び子どもの健やかな成長の支援に努めなければならない。

#### 第4章 基本的な施策

(子どもの権利に関する思想の普及)

第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

- 2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第15条 市、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとする。

(困窮の状況にある子どもへの支援)

第16条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めるものとする。

(子どもの虐待の防止及び救済)

第17条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待の防止に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの虐待の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 3 市は、子どもの虐待をした者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(いじめの防止及び救済)

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けら

れるよう配慮しなければならない。

- 3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(体罰の禁止及び救済)

第19条 大人及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を行ってはならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、体罰の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、体罰を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 4 市は、体罰を行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(子どもの虐待、いじめ及び体罰の通報)

第20条 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

(子どもの面会交流等)

第21条 父母は、離婚する際には、父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担その他子どもの健やかな成長に関し必要な事項について協議しなければならない。

- 2 市は、父母から、離婚に際しての父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担の相談があった場合に、必要な助言をするものとする。

## 第5章 権利侵害からの救済

(相談及び救済)

第22条 子ども、保護者、子どもの親族及び育ち学ぶ施設関係者は、市に対し子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害に関する救済の申立てをすることができる。

(救済委員会)

第23条 市は、子どもの権利の侵害について、適切な救済を図るため、那須塩原市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」という。)を設置する。

- 2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
- (2) 前条の規定による申立てを受け、調査及び調整を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し、必要な措置を講ずることを求めること。

- 3 救済委員会は、3人以内の委員をもって組織する。
- 4 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格に優れ、人権、教育又は福祉に関し知識及び経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 救済委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（市長の措置）

第24条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあった場合は、調査及び検討し、必要があると認めるときは、子どもの権利を侵害している者に対し、侵害行為の中止、子どもとの関係の改善その他是正の要求をすることができる。

2 市長は、是正の要求を行った者に対し、その是正のため講じた措置について、報告を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による是正の要求及び前項の報告について、その内容を公表することができる。

（救済委員会への協力等）

第25条 市は、救済委員会の活動の重要性を尊重し、その活動を支援するものとする。

2 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、救済委員会の活動に協力するよう努めるものとする。

3 救済委員会は、その職務の執行に当たっては、関係機関及び関係者と連携を図るよう努めるものとする。

## 第6章 行動計画

（施策の推進及び行動計画）

第26条 市は、子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画を策定するものとする。

（行動計画の検証）

第27条 市は、行動計画に基づく施策の実施状況について、毎年度検証を行い、必要な改善を図るものとする。

2 市長は、前項の規定により検証を行うときは、那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴いて行わなければならない。

## 第7章 雑則

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔以下略〕